

## 中札内村第三者農業経営継承者奨励金交付条例施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、中札内村第三者農業経営継承者奨励金交付条例（令和6年中札内村条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 条例第2条第1項第3号に規定する就農に必要な生産技術や経営管理方法等の実践的な営農実習（以下「営農実習」という。）の内容は、当該第三者農業経営継承者の農業に対する知識等を勘案して、次のとおり定める。

- (1) 経営移譲者又は村内の認定農業者での営農実習を2年以上有していること。若しくは、営農実習の経験を3年以上有しており、うち2年以上は村内であること。
- (2) その他村長が特に認めた場合はこの限りでない。

### (奨励金の対象となる費用)

第3条 奨励金の支給対象となる費用は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 農用地、施設用地等営農に必要な用地の購入
- (2) 家畜の購入
- (3) 営農用機械、施設の購入
- (4) 前1号から3号の購入のために借り入れた農業関係制度資金
- (5) その他村長が特に必要と認めるもの

### (奨励金の交付申請)

第4条 条例第4条第1項に規定する第三者農業経営継承者奨励金交付申請書（以下「交付申請書」という。）は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 村長は、条例第5条第1項の規定により奨励金の交付を決定したときは、別記第2号様式による第三者農業経営継承者奨励金交付決定通知書により、当該継承者に通知するものとする。

### (審査の方法)

第5条 村長は、当該継承者の奨励金の交付及び取り消し等の審査に際し、適正を図るため、関係機関に意見を求めることができる。

### (調査)

第6条 村長は、当該継承者の営農実習状況などについて調査し、必要な報告を求めることができるものとする。又、奨励金の交付1年目から3年間、関係機関においてフォローアップすることとする。

### (返還の額)

第7条 条例第6条の規定により返還させる奨励金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第6条第1項第1号に該当する場合、交付した奨励金の2分の1以内の額

(2) 条例第6条第1項第2号又は第3号に該当する場合、交付した奨励金の全額  
2 村長は、条例第6条第1項の規定により奨励金の返還を決定したときは、その旨を別記第3号様式による奨励金返還通知書により当該奨励金の交付を受けた者に通知するものとする。

(奨励金の返還免除)

第8条 条例第6条に規定する特別の事情は、条例第6条第1項第1号に該当することを理由として、同条の規定により奨励金の返還について決定を受けた者（以下「返還対象者」という。）が、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 傷病により農業経営を継続することが困難となったこと。
- (2) 天災その他、返還対象者の責めに帰することができない理由により農業経営を継続することが困難となったこと。
- (3) 前1号から2号に掲げるもののほか、村長がやむを得ないと認める事情があること。

(奨励金の返還免除申請)

第9条 条例第6条の規定により返還の免除を受けようとする者は、別記第4号様式による奨励金返還免除申請書を村長に提出しなければならない。

2 村長は、条例第6条の規定により奨励金の返還の免除を決定したときは、その旨を別記第5号様式の奨励金返還免除通知書により申請者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(中札内村新規就農者誘致に関する特別措置条例施行規則の廃止)

2 中札内村新規就農者誘致に関する特別措置条例施行規則（平成2年規則第8号）は廃止する。